

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件) (水産林政総務課) 一
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 二
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 二
- 宮城県公報第四三九号(令和五年九月二十二日付け)中 二

告 示

○宮城県告示第六百二十一号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和五年十月三日

事業所番号 ○四五〇二二〇二二六	事業所の名称及び所在地 みんなはなまる 石巻市向陽町四丁目 一番三号	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 株式会社はなまる	指定年月日 令和五年九月一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩				

○四五〇二二〇二八二	放課後等デイサービス 石巻市わかば三丁目 十二番地二	放課後等デイサービス	一般社団法人 G I F T	令和五年九月一日
------------	----------------------------------	------------	-------------------	----------

○宮城県告示第六百二十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和五年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇七〇〇〇七四	事業所の名称及び所在地 指定居宅サービス事業所はつととなり 名取市増田五丁目十三番三十五号	廃止する指定障害福祉サービスの種類 同行援護	設置者名 社会福祉法人 名取市社会福祉協議会	廃止年月日 令和五年九月三十日
○四一一三〇〇四六〇	栗原市立若柳病院 栗原市若柳字川北原 畑二十三番地四	短期入所	栗原市	令和五年九月三十日

○宮城県告示第六百二十三号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和五年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第十八加入区	区域 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の宮戸	同意成立の届出年月日 令和五年九月十二日	発起人の住所及び氏名 東松島市宮戸字里三十三 櫻井 幸治 東松島市宮戸字月浜一丁目二一六 株式会社月光	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第三十九号)第三号第九十八条の四に規定するのり養殖業	区域内特定養殖業者数 七人
------------------	--	-------------------------	---	---	------------------

西部支所の地

○宮城県告示第六百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百五十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 二百一十 八号加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 関する告示） 宮城県漁業協 同組合の塩釜 地区支所の地 区のうち、桂 島、野々島の 区域	令和五年九月 十二日	塩竈市浦戸桂島字庵寺 四十一番地 有限会社千葉水産 塩釜市浦戸桂島字庵寺 百九十三 浦戸合同会社	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	三人

○宮城県告示第六百二十五号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年九月二十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十月三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 駒 井 達 貴

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十月三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市名取が丘一丁目百番十三、百番二十二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
渋谷商事株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十月三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町吉岡字上柴崎九十一番一、九十二番一、九十二番一地先の水の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区一番町二丁目十一番一―三〇八号
アーバンスター株式会社

正 誤

○宮城県公報第四三九号（令和五年九月二十二日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	上	二二	仙南広域都市計画下水道事業	仙塩広域都市計画下水道事業